



佐賀県公報

(◎印は、県例規集に登載するもの)
平成17年
3月28日
(月曜日)
号外

目次

教育委員会事項

◎佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則

(規則・三)一

○ 教育委員会事項

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

● 佐賀県教育委員会規則第三号

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則

佐賀県教育財産管理規則（昭和四十一年佐賀県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（教育機関の長の専決事項）

第四条 教育機関の長は、教育財産の目的外使用許可及び使用料の減免の決定のうち、特定用途（佐賀県公有財産規則別表第一の備考の3に規定する特定用途をいう。）のための継続使用に係るものについて専決することができる。

第五条中「別表第二」を「別表」に改める。

別表第一を削り、別表第二を別表とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

申購
込先
料
一か年二八、八〇〇円(送料共
佐賀県経営支援本部総務法制課)

発行者 平成十七年三月二十八日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日
西 部 印 刷 企 画 (株) 日